

市県民税・所得税の申告のぐい案内

申告受け付けは 2月16日(水)～3月15日(火) 文化プラザ・ルナホール で行います

市県民税・所得税を申告される方

下表の通り、○印のある会場で申告受け付けを行います。その間、市役所税務課窓口では申告受け付けを行いません。また、公民館などの出先機関で申告を受け付ける日には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください。

■受付時間は、午前9時から午後4時までです。
(多治見税務署は、午前9時から午後5時まで)

開催日 申告会場	2月														3月										
	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	28日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	14日(月)	15日(火)	
多治見税務署					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
文化プラザ・ルナホール	年金 下記の方 対象	年金還付 下記の方 対象			○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
駄知コミュニティセンター (駄知支所2階)											○	○	○												
鶴里公民館														○											
曾木公民館															○										
ウエルフェア土岐																○	○	○							

※申告期間中は、午前中が大変込み合いますので、時間にゆとりをもってお出掛けください。
※混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

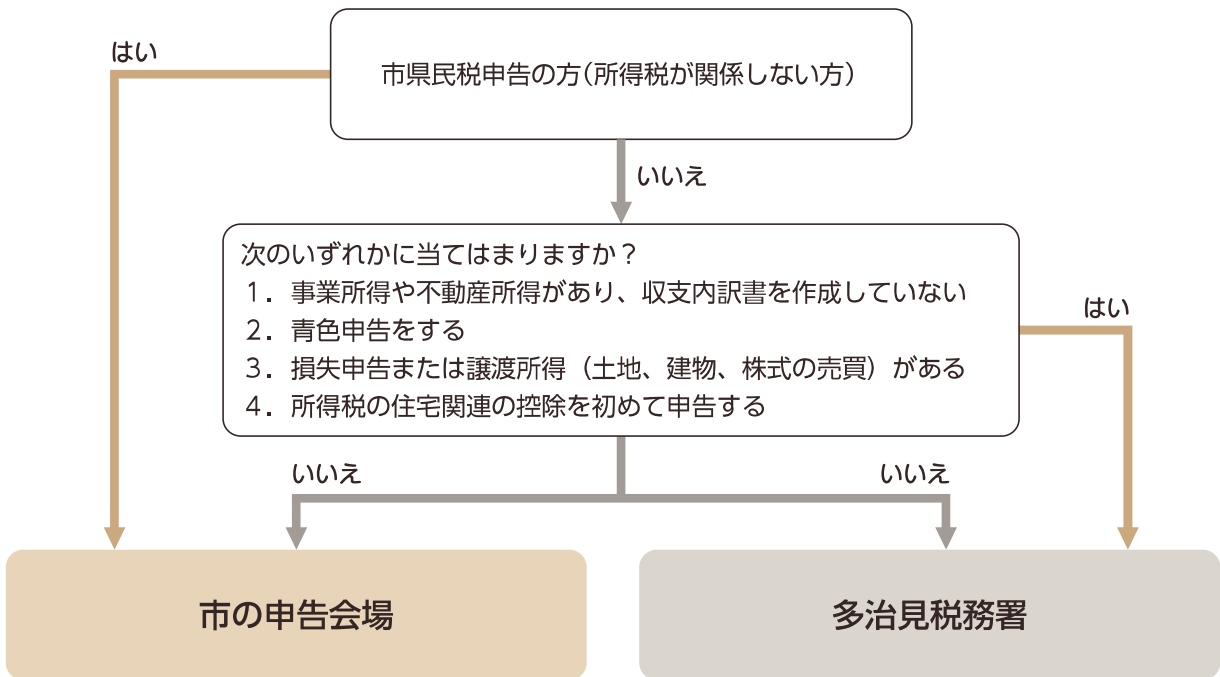
年金・還付を申告される方

市では、下記の方を対象に申告受け付けを行います。

申告期間中（2月16日～3月15日）は会場の混雑が予想されますので、この機会にお出掛けください。

月 日	対 象
2月7日(月) 2月8日(火)	・公的年金のみを受給されている方の申告
2月9日(水) 2月10日(木)	・公的年金のみを受給されている方の申告 ・医療費控除、年末調整で控除漏れのあった方・中途退職した方などの還付申告

- 申告の種類によって、受け付けできる会場が異なりますので、次のフローチャートに従いお出掛けください。



※上記のほか、先物取引のある方の申告や消費税、贈与税、相続税の申告は、市の申告会場ではできませんので、多治見税務署をご利用ください。

※完成済み確定申告書の提出は、上記のフローチャートにかかわらず、市の申告会場または税務課窓口でも可能です。提出できる期間は、2月7日(月)から3月15日(火)です。

申告に必要なもの

- ①市県民税申告書または所得税の確定申告書（お持ちでない方は、申告会場にあります）
- ②印鑑
- ③平成22年中の収入金額が分かるもの＝公的年金や給与のすべての源泉徴収票（原本）、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など【源泉徴収票は原本を提出していただきますので、控えが必要な方は申告前にコピーをしておいてください】
- ④所得税が還付になる人は、本人名義の預金通帳

各種控除に必要なもの

- ①社会保険料控除＝支払金額が分かるもの（領収書など）
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額については、1月下旬に市役所から送付される確定申告用の「お知らせ」をご持参ください。
 - ・国民年金保険料の場合は、納付したことを証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（領収証書でも可）が必要です。詳しくは、多治見年金事務所（☎0255）へお尋ねください。
- ②生命保険料控除・地震保険料控除＝保険料控除証明書（支払証明書）
- ③障害者控除＝身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
 - ・要介護認定を受けている方は、福祉課介護保険係発行の「障害者控除対象者認定書」をご持参ください。
- ④医療費控除＝平成22年中に支払った領収書（薬局に支払った場合は薬品名の記入があること）
 - ・医療費の明細書（事前に作成しておいてください）
 - ・健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるもの。
 - ・おむつを使用している人は「おむつの領収書」、「おむつ使用証明書」、医療費控除が2年目以降で要介護認定を受けている方は、市長が交付する「おむつ使用の確認書」

医療費控除について

対象となる方

1年間に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いた残額が、一定以上（下記参照）ある方が対象です。

○所得が200万円以上の場合

医療費（保険金などは差し引く）が10万円以上ある方が該当します。

○所得が200万円未満の場合

医療費（保険金などは差し引く）が下記の計算で算出された金額を超える方が該当します。

$$\text{所得金額} \times 0.05$$

保険金などで補てんされる金額とは？

- ・生命保険契約などの医療保険金、入院給付金
- ・社会保険から支給を受ける療養費
- ・出産一時金
- ・医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金 など

●計算方法

支払った医療費

－

保険金などで
補てんされる金額

－

10万円または所得の5%
のいずれか少ない金額

=

医療費控除額
(最高200万円)

住宅借入金等特別控除(所得税の住宅ローン控除)を受けられる方へ

(申告会場は多治見税務署です)

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、入居した年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

●控除額の計算

$$\text{住宅ローン等の年末残高} \times 1\% = \text{控除額(最高50万円、100円未満の端数切り捨て)}$$

住宅借入金等特別控除を受けられる方は、住民票の写し・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書の写し・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書などが必要になります。

詳しくは、多治見税務署（☎0101）にご確認ください。



市県民税の住宅ローン控除について

対象となる方 (①と②の両方に該当する方)

- ①平成11年から平成18年および平成21年から平成25年までに入居された方
 - ②所得税で住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある方
- ※平成19年から平成20年までに入居された方は、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、市県民税から控除することはできません。

●計算方法

市県民税の住宅ローン控除の対象となる金額は、次のうち、いずれか少ない方です。

1. 住宅ローン控除可能額のうち、所得税(A)から引ききれなかった額
2. 所得税の課税総所得金額等(B)×5%(最高97,500円)

* (A)は住宅ローン控除をする前の所得税額です。

* (B)は所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

所得税の住宅ローン控除を受けていれば、別途市県民税の住宅ローン控除の手続きは必要ありません。

問い合わせ 税務課市民税係 (内線 171・172)

税務署からのお願い

問
い
合
わせ

多治見税務署 (☎ 220101代表)

代表番号は自動音声により案内していますので、「2」を選択してください。

平成22年分の確定申告会場は、**多治見税務署**です。

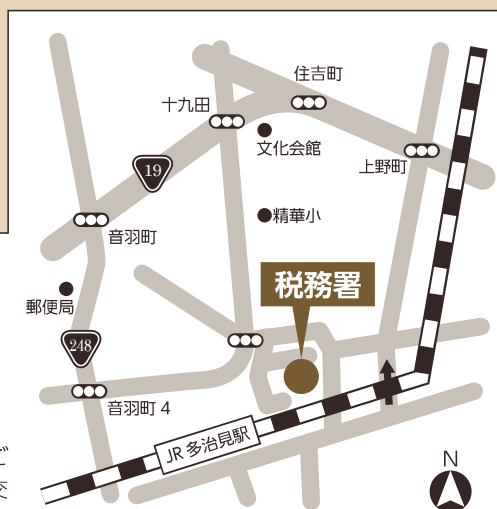
所在地 多治見市白山町一丁目29番地の1

(平成22年5月に新庁舎に移転しました)

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)〔土・日曜日を除く〕

開設時間 午前9時～午後5時

※会場の状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。なお、駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



税理士による無料税務相談所の開設について

期 間 2月16日(水)～3月4日(金)〔土・日曜日を除く午前9時30分～午後4時〕

※正午から午後1時までには休憩となります。なお、会場の状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。

場 所 多治見税務署

対 象 者 ①平成21年分の所得金額が300万円以下の方

②平成22年分の消費税の基準期間(平成20年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

所得税の確定申告書を作成される方は、便利な国税庁ホームページをご利用ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>